

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

平成16年12月2日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第1号

### 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

平成16年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

#### 2 我が国の現状

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。

法が施行され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されたことにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について一定の成果が挙げるとともに、この問題に関する社会の認識もかなり高まってきている。

平成16年6月現在で、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている施設は全国で120施設となっている。

配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度で35,943件、平成15年度で43,225件となっている。年間の相談件数が2,000件を超える都道府県がある一方で、相談件数が200件に満たない都道府県もあり、大きな地域差が見られる。婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数についてみると、平成13

年度で13,071件であったものが、平成15年度には19,243件となっており、相談全体に占める夫等の暴力の割合も19.2パーセントから25.5パーセントと増加している。

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者も増加しており、平成13年度においては2,680件であったものが、平成15年度には4,296件となっている。また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件、平成15年で12,568件となっている。

保護命令の発令件数は、平成14年度で1,282件、平成15年度で1,498件となっている。その内訳を見ると、平成15年度では、接近禁止命令と退去命令が併せて発令された件数が438件、接近禁止命令のみ発令された件数が1,054件、退去命令のみ発令された件数が6件となっている。

こうした法の施行状況も踏まえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、配偶者からの暴力の定義の拡大※、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施及び被害者の自立支援等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号）が平成16年5月に制定され、同年12月2日に施行されたところである。今後、改正の趣旨に十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

※ 法の改正により、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章及び法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされていることから、基本方針においても、第2の1(1)及び(2)、同2(1)イ(1)、同2(5)、並びに別添については、配偶者からの身体に対する暴力に限られている。

### 3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む都道府県が策定するものである。

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示したものであり、基本計画の指針となるべきものである。したがっ